

会議要旨

【開催概要】

会 議 名 称	令和８年度第２回富田林市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和８年８月２１日（金）１８：３０～２０：３０
開 催 場 所	市役所３階 庁議室
出 席 委 員	恒川委員(会長)・岡島委員(副会長)・谷委員・福田委員・岡本委員・福沢委員・東委員・平山委員・廣崎委員・高委員・金岡委員・小野寺委員・北谷委員・北辻委員・玉越委員・安部委員 ※福田委員、岡本委員はオンライン参加 (計 16 名)
欠 席 委 員	杏中委員・関口委員・岩片委員・松永委員
事 務 局	こども未来部：小島部長 こども政策課：大堀課長、廣谷課長代理、菖蒲係長、今井副主任 子育て応援課：南課長 こども育成課：森課長 教育指導室：棕原参事、田村参事 こどもの権利擁護委員会設置アドバイザー：勝井映子 弁護士
配 布 資 料	本日の次第 資料１－１～１－３ 教育・保育の量見込みと確保方策（提供量）に対する実績 資料１－４ 地域子ども・子育て支援事業の量見込みと確保方策（提供量）に対する実績 資料１－５ その他の子育て支援事業の利用状況 資料１－６ 子どもの貧困対策計画の進捗状況 資料２ こどもの権利条例の周知・啓発グループワーク結果報告 資料３－１ こどもの権利擁護委員会の設置について 資料３－２ こどもの権利擁護委員会（ポンチ絵） 参考資料１ 富田林市こどもの権利条例【解説付き】抜粋 資料４－１ こどもの意見表明・参加の仕組みについて 資料４－２ こどもの権利プロジェクトの状況報告 参考資料２ 富田林市こどもの権利条例【解説付き】抜粋
会 議 次 第	１．開会 ２．こども未来部長あいさつ ３．案件 （１）第３期子ども・子育て支援事業計画の検証 （２）第１回周知・啓発グループワーク結果報告 （３）富田林市こどもの権利擁護委員会の設置について （４）こどもの参加の仕組みについて ４．閉会
公開/非公開	公開
傍 聴 者	１名

【議事要旨】

事務局	1. 開会
	2. こども未来部長あいさつ
	3. 案件
事務局	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検証
会長	●資料1-1～1-6をもとに説明
委員	(説明省略)
	◇事務局の説明に関して、ご意見はありませんでしょうか。
	◇資料1-4の3ページ、ショートステイについて、令和5年度から令和6年度にかけて減少した後、令和7年度に増加しているのはなぜでしょうか。
	そして、市外施設を利用している児童がいると思いますが、市内の家庭を利用している児童がどの程度いるのか教えていただきたいと思います。
	また、資料7ページの親子関係形成支援事業について、15人が利用したとありますが、こども計画61ページに記載のトリプルP、MY TREE ペアレンツ・プログラム、ペアレントトレーニングの3事業は、1回で完結する内容ではないと考えます。利用された方々が継続して受講しているかなど、把握している範囲で教えていただきたいと思います。
事務局	●ショートステイの利用人数の増加について、年度による変動はあるものの、担当課に確認したところ、令和7年度は毎週定期的に利用する方が複数名いたことにより、人数が増加していると聞いております。
	また、ショートステイを受け入れている施設は児童養護施設であり、市外の施設のみとなっているため、基本的には市外の施設で対応しております。
	里親については件数が少なく、現時点では利用に至っておりません。
	続いて、親子関係形成支援事業についてですが、MY TREE ペアレンツ・プログラムは富田林市、羽曳野市、河内長野市の3市合同で実施している事業で、令和7年度に本市民が受講したのは2名です。トリプルPは8名、ペアレントトレーニングは5名で、合計15名となっております。トリプルPについては、当初10名の申し込みがありましたが、途中で2名が受講を継続できず、最終的に修了したのは8名となっております。
委員	◇資料1-6の貧困対策に関する項目で、高校生の中退率が高い点が気になっております。中退後のこどもたちがどのような状況にあるのか、次のステップに進めているのかという点も懸念しております。令和6年度は9.7%であったのに対し、令和7年度は20%まで上昇した理由について伺いたいと思います。
	あわせて、資料1-4の学童クラブについて、各学校の在籍児童数に対する学童利用児童の割合をお示しいただき、割合が高い地域についても教えていただきたいと思います。
事務局	●生活保護世帯の高校中退率について、分母となる人数が少ないため、分子が数名変動するだけで割合が大きく変動する状況がございます。令和6年度は

	4人であった中退者数が、令和7年度は8人と2倍に増加している事実はございますが、中退率が上昇した具体的な理由については、現時点では把握できておりません。 また、学童クラブの利用率について、学年ごとの割合までは算出できておりませんが、富田林市全体の小学校在籍児童数に対する学童クラブ利用児童の割合は29.2%です。学校別で見ますと、最も高いのは高辺台小学校で46.4%、最も低いのは新堂小学校で14.5%となっております。感覚的なものにはなりますが、10年ほど前は25%に達していなかったと記憶しており、利用率は上昇してきていると認識しております。
委員	◇生活保護世帯のこどもたちが高校進学後に中退せざるを得なかった理由については、私学か公立か、経済的な事情か、学業についていけなかったのかなど、貧困以外の要因も含めて把握し、フォローしていくことが重要と考えます。中学校の教員も卒業後の状況を気にかけていると思いますので、市としても実態を調査し、必要な支援について検討していただきたいと思います。
会長	◇ただいまお二人の委員からいただいたご質問は、数字の向こうに人がいることを改めて認識させられるものであったと思います。他にご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委員	◇親子関係形成支援事業のペアレントトレーニングについて、過去に実際に参加した際の感想を申し上げます。小学校を通じて周知されたこともあり、多くの方が案内をご覧になったと思いますが、参加者4名で、うち2名が富田林市民でした。全8回に加え同窓会があり、開催は平日10時から12時であったため、就労されている方には参加しづらい時間帯であったと感じます。対象は発達面が気になる保護者とのことでしたが、対象となり得る方はより多くいらっしゃると思います。参加した4名は療育に関する知識をお持ちの方が中心でしたので、そうでない方も含め、より多くの方に参加いただけるよう、開催の曜日や時間帯について工夫の余地があると感じました。
事務局	●貴重なご意見をいただきましたので、来年度に向けた検討材料とさせていただきます。ありがとうございます。
委員	◇トワイライトステイという事業について、初めて伺いましたので内容を教えていただきたいと思います。また、利用実績が0名となっている理由についても伺いたいと思います。
事務局	●トワイライトステイは、夕方5時から夜10時まで施設等でこどもをお預かりする事業です。保護者が夜間に就労される際に、5時までにお預けいただき、10時までにお迎えいただく形となりますが、利用に至るケースがなく、現在まで利用実績はございません。
副会長	◇資料の取りまとめは大変なご苦勞であったと思います。読み上げるだけでも大変な作業であり、敬意を表したいと思います。 その上で提案ですが、今後は数字の提示に加え、そこから見えてきた課題や今後の取組の方向性についても、担当部署としてお示しいただきたいと考えております。すぐに明確な回答が出ない場合でも、検討の方向性を共有いただければと思います。 委員は、それぞれの分野の有識者、関係団体、市民という立場から、示された

	課題認識に対して意見を述べる役割を担っております。資料の取りまとめに加え、今後は担当部署としての課題認識と方針についてもお示しいただきますようお願いいたします。
事務局	(2) 第1回周知・啓発グループワーク結果報告 ●資料2をもとに説明 (説明省略)
会長	◇事務局の説明に関して、ご意見はありませんでしょうか。 (意見なし)
事務局	(3) 富田林市こどもの権利擁護委員会の設置について ●資料3-1・3-2、参考資料1をもとに説明 (説明省略)
会長	◇事務局から、こどもの権利擁護委員会の設置について説明がありました。本日は、こどもの権利擁護委員会設置アドバイザーにお越しいただいておりますので、補足説明がありましたらお願いいたします。
事務局 (アドバイザー)	●説明をお聞きいただいただけでは、制度の実際のイメージが持ちにくいかと思いますので、私が川西市で子どもの人権オンブズパーソンとして携わっていた経験に基づき、相談の事例についてご紹介いたします。 川西市では、小学校の社会科見学等を通じてオンブズパーソンの存在を周知しており、相談者の半数以上が子どもからのものでした。 相談内容の一例として、高校に進学できなかったヤングケアラーの子どもと継続的に関わり、家計管理の方法など自立に必要な事柄を共に考えていくといった支援がありました。これは、無料で何度でも、期限を設けずに相談できる仕組みであるからこそ可能な関わり方だと考えております。 また、学級の雰囲気改善したいと複数の子どもが相談に来た事例では、相談員から答えを示すのではなく、子ども自身に考えてもらい、必要に応じて権利擁護委員が同行して教員へ伝える支援を行いました。 親子関係に関する相談では、保護者と子どもそれぞれに担当相談員がつき、互いの守秘義務を保ちながら話を聞くことで、子どもは保護者への理解を深め、保護者は自身の課題に気づいていくといった支援も行っております。 このほか、市の仕組みが子どもの最善の利益に沿っていないと思われる場合には調査を行い、結果を市の機関に伝え、その後の改善状況を見届けるといった機能もございます。単なる相談機関にとどまらず、市の仕組みについても意見を述べる点が、この権利擁護委員会の独自性であると考えております。 市にとっては指摘を受ける機関という印象を持たれる面もあるかと思いますが、決してそうではなく、子どもにとって何が良いかを共に考えるための仕組みであるにご理解いただければ幸いです。
会長	◇こどもの権利擁護委員会設置アドバイザーから具体的な経験に基づくご説明をいただきました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
委員	◇大変意義のある制度であると理解しました。しかし、子どもや保護者に対して、どのようなことを相談してよいのかをわかりやすく示す方法が必要だと

事務局	感じます。「こどもの権利の侵害」という表現自体が難しく、何が相談の対象になるのか判断しにくいのではないのでしょうか。この点について、わかりやすい周知を検討していただけないという理解でよろしいのでしょうか。 また、相談から解決までにどの程度の期間を要するのかが、こどもにとってわかりにくいのではないかと感じます。SNS 等で即座に反応が得られることに慣れているこどもたちにとって、この制度の流れが見えにくく、不安を感じる要因になるのではないかと思います。相談を担当するのがどのような人物なのかを可視化するなど、気軽に相談できると感じてもらうための工夫が必要だと考えます。 また、虐待や暴力といった緊急性が必要なケースなど、早急な対応が求められる場合について、どのように対応する想定なのか伺いたいと思います。 ●こどもの権利擁護委員会の全体像について補足いたします。現在は、市とアドバイザーとで、制度の大きな枠組みを整理した段階にございます。ご指摘いただいたこどもへの周知方法や、相談後の流れ、緊急時の対応等については、今後具体的に検討を進めてまいります。
事務局 (アドバイザー)	●虐待事案など緊急性の高いケースでは、児童相談所へ速やかにつなぎ、通告を行うといった対応も行っていました。その子が転居した場合は、転居先の児童相談所につなぐなどの対応も行っていました。 また、解決・終結についてですが、学校の先生に相談してもうまくいかない、あるいは一人で悩んでいるといった不登校のケース等では、信頼関係を築きながら時間をかけて対応することが多く、一人の相談員が退職しない限り継続して伴走する形をとってきました。 相談から解決までの目安の時間を示すことは人によって異なるので難しいと思いますが、質問例などを示しつつ、また、相談員を紹介する際に写真や似顔絵を用いるなど、こどもがアクセスしやすくなる工夫が必要だと考えており、学校訪問等を通じた周知もあわせて検討してまいります。
委員	◇資料３－２の裏面にある相談方法について、オンラインフォームはグループフォームのような形式での申し込みを想定されているとのことでした。対面や電話での相談を苦手とするこどももいると考えられる一方、オンラインフォームや手紙では返信までに時間を要し、相談したいタイミングと合わないことも考えられます。そこで、チャット形式の専用アプリの導入を検討してはいかがでしょうか。特定の時間帯に委員がリアルタイムで応答できる仕組みがあれば、こどもにとってより相談しやすくなるのではないかと考えます。
委員	◇私自身、過去にいじめを受けた経験があります。当時は家族に相談できる状況になく、相談先や相談できるという選択肢自体を知らなかったため、相談するという発想には至りませんでした。相談できる選択肢があることを知っているだけでも、こどもにとって安心材料の一つになると思います。現在は小学生でも携帯電話を持つことが一般的であるため、学級ホワイトボードへのポスター掲示や二次元コードの活用など、身近な形で周知が有効ではないかと思います。
事務局 (アドバイザー)	●チャットでのやり取りが信頼関係構築のきっかけとなり、その後実際に会いに来てもらえるようになれば望ましいと考えます。特に義務教育を終える中

委員	学卒業以降は学校を通じたつながりが薄れるため、卒業の前にこの制度の存在を伝え、安心して送り出せるようなツールとなればいいと思いました。 ◇相談の疑似体験ができるとよいのではないかと感じます。どのような内容を相談できるかを示すだけでなく、話したことをすべて受け止めてもらえるという体験自体が、信頼関係の構築につながるのではないかと思います。こどもたちにとって、問題が解決すること以上に、共に考えてくれる信頼できる大人と出会えたという経験が重要であり、困りごとを抱えながらも乗り越えていく力が育まれることも大切だと考えます。 また、相談・調査専門員との関係性が重要と考えます。その相談・調査専門員が会計年度任用職員であるとの記載があり、雇用が1年ごとの更新である点が気になりました。担当者が変わることがこどもに与える影響について、川西市での経験があれば伺いたいと思います。
事務局 (アドバイザー)	●相談を受ける際は、困りごとを最初から尋ねるのではなく、雑談等を通じて安心できる関係を築いた上で、話したくなったときに話してもらおうという進め方をしていました。担当の権利擁護委員と担当の相談員はセットで対応するため、双方が同時に変更となることはほとんどございません。相談員は勤務日数の関係もあり、複数名で担当を分け合うこともございますが、その場合は事前にこどもへ説明し、信頼関係を保ちながら引き継ぎを行っております。権利擁護委員と相談員は週1回のケース会議で情報を共有しながら対応しているため、担当者の変更による大きな支障は生じていないと認識しております。
委員	◇相談員はこどもとのやり取りが中心となる業務であるため、スーパーバイザーを配置した体制が必要と考えますが、川西市の例を伺いたいと思います。 また、解決・終結したこどもが後日改めて相談できる、いわゆるアフターケアの視点についても、ご検討いただきたいと思います。
事務局 (アドバイザー)	●川西市では、チーフ相談員が他の相談員を統括し、対応に困った際はチーフに、さらに困難な場合は担当の権利擁護委員に相談する体制をとっております。週1回のケース会議において面談結果や対応方針を全員で共有することで、スーパーバイザーの機能を担っております。 アフターケアの話ですが、川西市では、解決・終結後のこどもを対象に月1回のイベントを開催しており、過去に相談経験のあるこどもだけが安心して参加できる場として機能しておりました。結婚や出産の報告に訪れる方もおり、信頼関係を築いた大人がいることの意義を感じております。
委員	◇具体的な事例を伺い、制度のイメージがより明確になりました。相談時のロールプレイなどを通じて、こどもたちにも具体的にイメージしてもらえるとよいと感じます。川西市での相談対応時間について伺いたいのですが、市役所の開庁時間と学校の授業時間が重なる場合、こどもたちはどのように来所していたのでしょうか。 また、学校にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置されている中で、権利擁護委員会との役割分担がどのようになるのか整理していただきたいと思います。
事務局	●相談対応の時間帯については、主に放課後の夕方の時間帯で対応しております。

(アドバイザー)	した。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、他の相談先で解決できるのであれば、それで問題ないと考えております。 権利擁護委員会は、学校の教員に伝わりにくい、あるいは関係性の中で相談しにくいといった場合の受け皿として機能していると考えております。こどもから聞いた内容は、本人の了承がない限り他機関には伝えないこととしており、状態が改善し他の相談先につなぐ場合も、こども自身の意思を尊重しながら進めております。こうした対応の考え方を伝えていくことで、他の相談窓口との役割分担についても、おのずと明確になっていくのではないかと考えております。
委員	◇権利擁護委員会への相談に至る前段階として、より気軽に相談できる仕組みを設けてはどうかと考えております。先日参加した教員向けセミナーで、タブレットの操作のみで相談のきっかけとなるこどもの声を拾うアプリを知りましたのでご紹介いたします。こどもが1日2回、心身の状態を5段階で選択し、相談したい内容や相談したい相手をボタン操作で選択できるものです。言語化が難しいこどもの声も拾える点にメリットがあると考えています。予算の状況が許せば、こうした仕組みの導入もご検討いただければと思います。
事務局 (アドバイザー)	●こどもが多様な形で相談にアクセスできる仕組みを整えることは重要であり、予算面の事情はあるかと思いますが、ご紹介いただいた例は良い取組であると感じました。こどもが自ら相談につながるケースだけでなく、学校の教員など周囲の大人がこの制度を理解し、必要に応じて相談窓口を案内することも重要です。川西市でも、教員が声をかけたことで相談につながった事例がございました。
会長	◇時間となりましたので、本議題については以上とさせていただきます。本日は委員の皆様で対面での議論を通じて、制度のイメージがより具体的になったのではないかと思います。
事務局	(4) こどもの参加の仕組みについて ●資料4-1・4-2、参考資料2をもとに説明 (説明省略)
会長	◇事務局から、こどもの参加の仕組みについて説明がありました。当会議の副会長は、こどもの意見表明・参加推進アドバイザーも担っておられますことから、補足説明がありましたらお願いいたします。
副会長	◇まず、1点目は、市としてこどもの意見を聞くという取組についてです。これはこども基本法において自治体に義務づけられている取組であり、政策的な意味合いを持つものです。条例にもこの点が明記されており、その具体化として、今回ご説明いただいたような取組が位置づけられます。 2点目は、現在検討されている仕組みの特徴として、基本的な質は担保されているということです。こども家庭庁が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」という、内容が充実したものがあり、職員の皆様がこのガイドラインを踏まえて検討を進めておられることから、基本的な質は確保できていると理解しております。 3点目は、こどもの意見を聞く仕組みづくり自体についても、こどもの意見

会長	を聞いていく必要があるということです。他の自治体の事例では、大人が上着を着用し、一定年齢の男性ばかりが並んで対応すると話しにくいといった声が、実際にこどもから寄せられたことがあります。こうした声を丁寧に聞き、安心して意見を言える場をつくっていくことが重要であり、大人だけでこれでよいと判断するのではなく、こども自身から話を聞いていく姿勢が求められます。先日見学した「こどもの権利プロジェクト」では、こどもたちが非常に活発に、楽しみながら参加している様子が見られました。 本日はワークショップ形式での検討まではできませんでしたが、こうした点に留意すべきというご意見があれば、委員の皆様からぜひいただきたいと思います。 ◇限られた時間の中でまだまだご意見もあるかと思いますが、終了時刻も近づいてきておりますので、本日の案件につきましては以上とさせていただきます。ご意見については、後日事務局に提出いただける方法があるとのことです。今後の予定等を含め、事務局から説明をお願いします。
事務局	4. 閉会 ・事務連絡 ●次回の会議は、10月頃の開催を予定しております。決まり次第メールでご連絡させていただきます。主な内容としては、引き続きとなりますが、こどもの意見表明・参加の仕組み、また、こどもの権利擁護委員会について会議を開催させていただく予定です。会場参加が難しい場合はオンライン参加も可能ですので、事務局までご連絡ください。 また、本日の会議では、資料の確認時間や発言時間を十分に取れなかった案件もございましたことから、ご質問や意見等を記入できる、「意見シート」をメールでお送りしますので、期日までにご提出をお願いします。事務局で取りまとめを行い、次回会議で報告させていただきます。 以上